

10 漢字・設計等提出書類記載要領

書類 測 1 登録証明書又は登録通知書 必須

登録を受けている事業の登録証明書を提出してください。

【注意事項】

- 法令により登録が義務付けられているものについては、令和2年6月15日以前から登録されており、令和3年6月14日現在で有効なものであること。
- 更新手続中の場合は、現在手元にある通知書と更新申請中である旨が分かる書類を提出し、更新完了後速やかに通知書を提出してください。

書類 測 2 現況報告書等 該当者のみ

以下の表の左欄の種目への登録を申請する場合は、表に記載の必要書類を提出してください。

登録を申請する種目		必要書類	備考
(1)	土木設計（土木関係建設コンサルタント） ＊ 交通局及び上下水道局における建設コンサルタントを含む。 地質調査 補償・調査その他（補償コンサルタントに限る。）	現況報告書（令和3年6月14日以前の確認印のあるものに限る。）の写し 直前1事業年度分	下記注 1, 3
(2)	測量	測量法第55条の8の規定に基づく書類の写し 直前1事業年度分	下記注 2, 3

注1 現況報告書に氏名の記載のある技術者について、書類 測4（技術者経歴書）の「現況」欄に○印を記入してください。その技術者についての書類 測5（技術者の資格証明書等）の提出は不要です。

- また、現況報告書の提出により、書類 測3（財務諸表等）の提出も不要となります。
- 2 測量法第55条の8の規定に基づく書類の提出により、書類 測3（財務諸表等）の提出が不要となります。
 - 3 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績がわかるものを提出してください。

書類 測3 財務諸表等 該当者のみ

補償コンサルタント以外の補償・調査その他、建築設計、設備設計への種目登録を申請する場合は、下の表に記載の書類を提出してください。

書類 測2（現況報告書等）の提出が必要な種目登録を申請する場合は、この書類の提出は必要ありません。

	提出書類	対象年度
<u>法人の場合</u>	決算報告書（貸借対照表及び損益計算書の部分の写しで可）(*1)	申請日の直前 <u>1事業年度分</u> (*2, *3, *4)
<u>個人の場合</u>	<input type="radio"/> 確定申告書の写し <input type="radio"/> 確定申告に添付した収支内訳書の写し	令和2年分

- * 1 貸借対照表及び損益計算書の部分の写しを提出する場合で、その部分に会社名が明記されていないときは、欄外に会社名を記入してください。
- * 2 直近の決算報告書を未作成の場合（事業年度末が申請日の直前である場合など）は、その前の1事業年度分の決算報告書を提出してください。
- * 3 決算期の変更などで直前の事業年度の期間が1年に満たない場合は、その前年度の決算報告書も併せて提出してください。
- * 4 個人事業主が法人化して1年に満たない場合は、法人化以前（個人）のものを合わせて1年以上の事業実績がわかるものを提出してください。

書類 測4 技術者経歴書（測量・設計等） 必須

- 測量、土木設計、建築設計に種目登録している場合は、それぞれの指定様式を使用してください。地質調査、設備設計、補償・調査その他に種目登録している場合は、「その他」の様式を使用してください。
- 2枚以上になる場合は、できる限り両面印刷してください。ただし、2種目登録の場合は、1種目ごとに別の紙にしてください。

【注意事項】

(1) 記入を要する技術者（全種目共通）

常勤雇用している技術者全員について記入してください。常勤雇用を確認できる書類が添付できない技術者は、資格者証が添付されても評価の対象としません。

(2) 「現況」欄（土木設計、地質調査、補償調査）

書類測2「現況報告書」に氏名の記載のある技術者について、○を付けてください。

(3) 「資格者数」欄（測量、土木設計、建築設計）

測量、土木設計、建築設計それぞれのシートに記載されている資格がある技術者について、その人数をそれぞれの資格者数欄に記入してください。

一人の技術者が複数の資格を有している場合は、いずれか一つのみを選んで、その資格の欄に計上してください（1人の技術者で2以上の有資格者数に計上しないこと）。

計上した技術者の内訳がわかるよう、その技術者の「法令による免許等」欄の資格を○囲みしてください（有資格者欄の数字と、○囲みした資格の数が同じとなっているか確認してから提出すること。）。

(4) 「資格を保持している女性技術者の人数」欄（測量、土木設計、建築設計）

記入した技術者の内、次の条件を全て満たす女性技術者に○をつけ、その人数を記入してください。

- 書類測2** 「現況報告書」で、記入した資格を確認できること。
- 上記で確認できない場合は、その資格者証と常勤雇用を証明する書類を添付していること。

(5) 「法令による免許等」欄

測量、土木設計、建築設計については、「資格者数」欄に計上した資格に○囲みしてください（1人の技術者で2以上の資格を計上しないこと）。

設備設計、地質調査、補償調査その他については、いずれの資格にも○囲みする必要はありません。

(6) 測量・土木設計の2種目登録の場合

「測量」と「土木設計」について、それぞれ別に技術者経歴書を作成してください。その際、技術者を重複して記入することはできません。

書類 測5 技術者の資格証明書等 該当者のみ

【注意事項】

- 京都市内に本社又は主たる事業所を有する場合のみ提出してください。
- 書類 測4**（技術者経歴書）に記入した技術者について、下の表の左欄に区分に応じ、右欄に記載の書類を提出してください。

技術者	提出書類
<p>書類測4（技術者経歴書）の 「現況」欄に○印のない技術者</p> <p>※ 書類測2現況報告書に氏名の記載のない技術者</p>	<p>① 資格証明書、免許証又は登録証明書等 ② 常勤の技術者について、常用雇用を確認できる書類</p> <p>⇒例) 健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書の写し、会社名の記載のある健康保険証の写し、住民税特別徴収税額(変更)通知書の写し、雇用保険被保険者証の写し など</p> <p>いずれの書類もない場合は、雇用主が当該技術者を常勤雇用している旨の誓約書でも可</p>
<p>書類測4（技術者経歴書）の 「現況」欄に○印のある技術者</p> <p>※ 書類測2現況報告書に氏名の記載のある技術者</p>	資格証明書等の提出は不要です（ 書類測2 （現況報告書）では確認できない資格については、資格証明書等の添付要）。

書類 測6 その他証明書 **該当者のみ**

下の表の左欄に該当する場合は、右欄記載の書類を提出してください。

条件	必要書類
中小企業等協同組合法に係る事業協同組合、企業組合	<input type="radio"/> 定款 <input type="radio"/> 役員及び組合員名簿 <input type="radio"/> 官公需適格組合証明書（該当組合のみ） <input type="radio"/> 官公需共同受注規約（該当組合のみ）